

事前審査型条件付一般競争入札共通事項

制定 平成21年4月13日

1 一般競争入札参加者に必要な資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 現行の四日市市請負工事入札参加資格者名簿に登録されている者であって、次に定める建設工事等の種別ごとにそれぞれアからカまでに掲げる者
 - ア 建設工事 四日市市請負工事入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、入札参加する工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者
 - イ 測量業務 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者
 - ウ 建築物の設計業務 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者
 - エ 建設コンサルタント業務 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示717号）第2条の規定による登録を受けている者
 - オ 地質調査業務 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項による登録を受けている者
 - カ 補償コンサルタント業務 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規程による登録を受けている者
- (3) 建設業法第27条23の規定に基づき、当該業種に関する有効期限内の経営事項審査を受けている者
- (4) 公告から入札までの期間において、市から指名停止を受けていない者
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者
- (6) その他建設業法等の法令、規則等に違反していない者

2 入札参加資格の確認等

- (1) 一般競争入札の参加を希望する者は、当該工事等の入札参加確認申請書及び関係資料を定められた提出期限日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ア 提出先 四日市市役所 調達契約課
 - イ 提出部数 1部
- (2) 入札参加資格の審査結果通知等
入札参加資格のない者については、電話により通知する。参加資格の有る者には連絡しない。
- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、資格の無い旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日（四日市市の休日を定める条例（平成元年四日市市条例第7号）第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面によりその理由について説明を求めることができる。
- (4) 理由は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に書面で回答する。

3 設計図書の販売

- (1) 設計図書は、市指定先で有料販売する。
- (2) 販売期間は、工事等の公告の日から定められた期日までとし、同期間内に予約があったものについて販売する。

4 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、指定日までに書面により申し出ることができる。
質問に対する回答は、調達契約課において供覧する。

5 入札方法

定められた期日までに郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）により提出するものとし、入札書到着期限日必着とする。
直接調達契約課に持参した入札書は受け付けない。

6 現場説明会

工事等の現場説明会は行わない。

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約金額が500万円未満の場合は免除する。

9 入札書に記載する事項

- (1) 四日市市の指定様式の入札書（第2号様式）に、工事（業務）名、工事（業務）場所、及び入札（開札）日を工事等の公告の記載に従い記入のうえ、指定された郵送方法により提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、指定した封筒若しくは指定した様式を満たす封筒に入れ、必ず封印し、入札（開札）日、工事（業務）場所、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所を記入すること。

10 入札に関する注意事項

- (1) 入札回数は、1回とする。
- (2) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、開札日の前日までに具体的な辞退理由を記載した入札辞退届を調達契約課に提出すること。
- (3) 談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札

に参加できる者の数を減ずることがある。

- (4) 希望価格を超えて入札する場合、工事費内訳書を入札書に同封すること。

11 入札（開札）の立会い

- (1) 入札に参加した者が開札への立会いを希望する場合は、立会うことができるものとする。
- (2) 開札時に立会者となるべき者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立会うものとする。

12 入札の無効

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第13条の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格のない者及び虚偽の申請をした者が行ったもの
- (2) 入札金額を訂正したもの
- (3) 入札書の宛名が違うもの
- (4) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したもの
- (5) 入札書の郵送到着期限を過ぎて到着したもの
- (6) 同一の入札について、同一の封筒に複数の入札書を封入し提出したもの
- (7) 郵便による入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いもの
- (8) 郵便による入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの
- (9) 入札書に記載された金額と工事費内訳書に記載された金額が異なるもの
- (10) 工事費内訳書に記名、押印がない等、不備のある工事費内訳書を提出したもの
- (11) 希望価格を超えて入札する場合、工事費内訳書が同封されていないもの
- (12) 希望価格を超えて入札する場合、同封する工事費内訳書に所定の工事費内訳書表紙が添付されていないもの、又は添付されていても当該工事費内訳書表紙に必要事項の記載、押印がないもの

13 問い合わせ先

調達契約課 契約係

四日市市諏訪町1番5号 電話059—354—8125

附 則

この共通事項は、告示の日から施行する。

附 則

この共通事項は、平成21年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。